

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について（農地法第3条）

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地を売ったり買ったりした場合は、速やかに「組合員資格得喪通知書」をご提出ください。手続を怠りますと農地を移動したのにいつまでも組合費が掛かることになります。

なお、「組合員資格得喪通知書」をご提出いただいた際は、土地改良区の方で賦課地の調査等を行い、場合によっては必要な手続きをお願いしますので、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

農地の転用について（農地法第4条・第5条）

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への申請と共に決済金を納入していただきます。

農地が転用されると、償還金や施設の維持管理費を周辺の農地が負わなければならない、少しでも組合員皆さまの負担を軽減するための措置ですので、ご理解の程お願い申し上げます。

農地を転用するときの決済金は次のとおりとなります。

田	65万円（1,000㎡当たり）
畑	16.3万円（1,000㎡当たり）

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点やご不明な点等ございましたら、地区事務所までお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、農道或いは用排水路にさまざまな廃棄物が投棄されます。毎年6月には亀田郷一斉清掃において、組合員の皆さまからご協力いただき清掃活動を行っておりますが、一部の心無い人によって農地を取り巻く環境が脅かされています。施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費も掛かっています。



手数料について

土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料として1,080円（事務手数料＋消費税）を納入いただきます。

申請様式のダウンロード

土地改良区への申請や届出、申込みの際の申請様式がホームページからダウンロードできます。印刷のうえ必要事項を記入して頂くか、パソコン上で直接入力後印刷頂いても構いません。Excel（エクセル）形式とWord（ワード）形式をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点は、土地改良区本部又は本部1Fの各地区事務所へお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

他目的使用について

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う使用料は次のとおりとなります。

1. 使用料金（5年分）

① 乗入れ（橋など）	1㎡当たり	7,200円／5年間
② 浄化槽排水	1人槽当たり	1,800円／5年間
③ ガス管・上下水道管	家庭引込	免除

2. 消費税（現行8%）

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や土地改良区本部、各地区事務所へご一報ください。

なお、これは山崎排水路に不法投棄された自転車等を警察立会のもと引き上げているところで、自転車は全部で14台ありました。